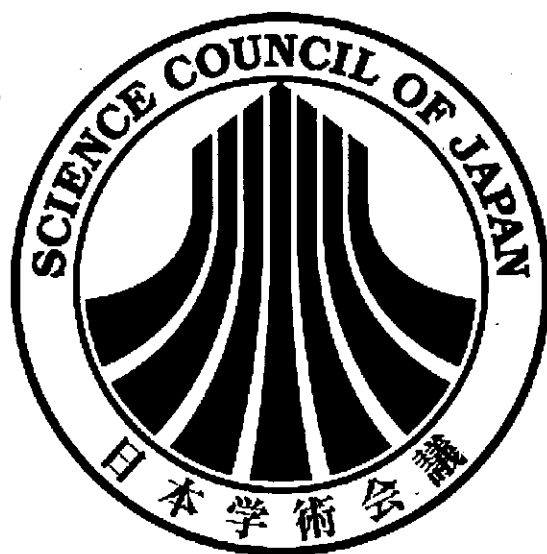


報 告

「リスク社会」下の自由と規制
—撤退は国家の宿命か—



平成21年（2009年）12月24日

日 本 学 術 会 議

法学委員会「リスク社会と法」分科会

この提言は、日本学術会議法学委員会「リスク社会と法」分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議法学委員会「リスク社会と法」分科会

委員長 長谷部恭男（第一部会員）東京大学大学院法学政治学研究科教授

副委員長 森 英樹（連携会員）龍谷大学大学院法務研究科教授

幹 事 高村ゆかり（連携会員）龍谷大学法学部教授

幹 事 中谷 和弘（連携会員）東京大学大学院法学政治学研究科教授

愛敬 浩二（連携会員）名古屋大学大学院法学研究科教授

川岸 令和（連携会員）早稲田大学大学院政治経済学術院教授

要 旨

予想される結果に確率を割り当てることの極めて困難なリスク（あるいは不確定性）の増大した現代社会（リスク社会）は、法律学にとっても新たな課題を突き付けている。人間活動のグローバル化、福祉国家理念の動揺は、課題解決の困難さを増幅する。予防原則あるいは事前配慮義務の確立、帰責関係とは別個のリスク分散システム等の提唱は、こうした課題へ回答する試みである。

しかし、リスク社会論が問い直しているのは、偶然、必然、確率、因果、リスクといった外的事象の連なりと記述には還元されえない自律的個人という、法律学にとっての超越論的前提そのものの存立可能性である。よって、法律学はリスク社会の衝撃を過小評価すべきではない。

こうした状況下において、2008年に発生した地球規模の経済危機は、改めて、規制、市場、グローバル化等の基本的論点について再考する機会を与えている。近年、各国に広がった規制緩和の動きは、規制を公益に基づくとする視点からも、また、規制は特殊利益によって生み出されるとする視点からも、十分に合理的根拠を持つものとして説明されえない。むしろ、グローバルな規制緩和の流れは、冷戦の終結を契機とする国家像の転換に由来するものとして、より説得的に説明しうるかに見える。

しかしながら、冷戦の終結によって、自国民を常時、核兵器の脅威の下に動員する必要から解放されたこと、そしてそのために、全国民の福祉を平等に向上させる任務から解放されたとの想定が、論理必然に各国政府を規制緩和への底無しの競争へと導くわけではない。本報告書は、多数のプレイヤーの協調行動の困難を指摘するマンサー・オルソンの所説の批判的検討を通じて、現在の各国政府にも、より適切な市場の基盤整備、市民の安全網の整備、地球環境問題への対処等を通じて国民の福祉を向上させる国際的な協調行動の可能性は開かれていることを論証する。

多数のプレイヤーの協調行動の可能性が見出されるとき、国家の撤退とリスク負担の個人への移転は、われわれの宿命とはいえない。

目 次

第Ⅰ章 リスク社会の出現	1
1. リスク社会の出現	1
2. 法とリスク	2
3. 法律学の課題	4
第Ⅱ章 規制緩和とリスク社会——撤退は国家の宿命か	7
1. グローバルな経済危機の発生	7
2. 「規制」と「自由」の多義性	8
3. 規制緩和の根拠と政治過程観	9
4. 冷戦の終結と国家の撤退	11
5. 協調行動の困難	12
6. 協調行動の可能性	12
第Ⅲ章 むすび	14
[参照文献]	14
[邦語文献案内]	16

第I章 リスク社会の出現

1. リスク社会の出現

リスク社会に生きることは、われわれの逃れられぬさだめである (Beck 1986)。リスクは音もなく忍び寄り、注文もしないのに、各家庭の隅々まで無料で配達される。専門家の知見に頼らなければその存在にも気づくことができないのに、彼らの見解は激しく対立し、危険発生の蓋然性についてさえ確かな知識は得られない¹。自然を支配する手段であつたはずの科学・技術は、その自然を汚染し、歪曲し、そうして生み出された人工の環境は、食の安全、エネルギー資源、気候変動など、さまざまな局面で、人間に対する復讐をはじめている。チェルノブイリ原発事故やBSE騒動に典型的に示される通り、いったん現実化した壊滅的(catastrophic)な大損害からは、逃れることも、それを封じ込めることもできない。将来、どれほどの人口に、どれほどの被害が生ずるのか、確かなことは誰にも分からない。われわれは、もはや科学・技術の権威を信頼することはできず、自分自身の参加する政治過程の決定をも含めて、人間の知のあり方を内省すべき段階に到達したとの声も聞こえる。

そう悲観するには及ばないという見方もある。われわれは、たとえば中世や近世に比べて、より危険に満ちた世界に暮らしているわけではない。リスクをはるかに効果的に管理しうる技術をわれわれは手にしている。むしろ、マスコミ報道等によるリスクに対する過剰な反応は、大規模な鉄道事故が起こるとより事故発生のリスクの高い自動車による通勤を多くの人々が選択するといった個人レベルでの非合理的な行動、あるいは、特定の汚染物質を除去するためにさらにリスクが高い代用物質の利用に走るといった、社会レベルでの不合理な政治決定や非効率な規制措置を招きがちである (Sunstein 2005)。たとえ確実な知識がないとしても、不確実性の下での合理的なリスク評価の方法はあるし、統計的な推計に基づくリスクの分散は

¹ 「リスク社会」への関心は近年、日本の法律学においても高まっている。ここでは代表的な著作としては、「リスク」の問題を各法分野から検討した、長谷部恭男責任編集 2007、比較憲法研究を踏まえて「安全・安心」に関わる憲法問題を総合的に検討した、森英樹編 2009、各国のテロ法制を比較憲法的に検討した、大沢秀介・小山剛編 2006 などがある。長谷部恭男責任編集 2007 の巻末には各法分野の主要文献に関する解題が、森英樹編 2009 の巻末には比較的詳細な文献目録が収録されており、「リスク社会」に関わる（とりわけ日本の）法律学の研究動向を知る上で参考になる。

リスク社会の直面する問題群を理解するためには、「リスク」概念の多義性に留意する必要がある。経済学上の「リスク」概念と異なり、本報告書で扱われるリスク社会論での「リスク」は、予想される結果に確率を割り当てることが不可能あるいはきわめて困難なものを指し、経済学上の「不確実性 uncertainty」に対応する(cf. Knight 2006: pp. 19-20)。確率について極端に主観主義的な立場をとらない限り、経済学上の「リスク」と不確実性とは区別される。ジョン・メイナード・ケインズの言い回しを借りるなら、「不確実 uncertain」とは、「ヨーロッパで戦争が起こるかどうかは不確実だ、とか、20年後の金利は不確実だ」という文脈で使われる意味で、「これらの事柄については計測可能な確率を算出するいかなる科学的な根拠もない。全く分からない」ことを意味する(quoted in Ferguson 2008: p. 343)。

可能である²。専門家の知識と各界の代表の賢慮を交えた熟議を通じて、リスクと便益を冷静に評価した理性的決定にいたることは必ずしも困難ではない。大衆が参加する民主的な政治過程においても、リスクに対処する熟議民主政(*deliberative democracy*)は可能である。むしろ、広範なリスクの存在の認識は、人々に選択の機会とそれに伴う責任を改めて自覚させる積極的な意味を持ちうるというわけである。

しかし、人間の合理性をそこまで信ずることができるだろうか。個人の選好は確固不動で常に通約可能であろうか。たとえそうだとし、それを正確に収集し、集計する手段をわれわれは手にしているだろうか。科学が絶対確実な知識を実証するものではなく反証可能な仮説を提示するにすぎないこと、常なる修正の可能性を含意する認識論を前提とすることは、専門家の間ではつとに公然の秘密である(Popper 1968)。しかし、通常人の常識からすれば、科学はつねに確実な知識と予測を、しかも専門家の一致した判断として示してくれるはずのものであった。通常人の前提とする「顕教」と専門家の「密教」のずれが、科学に寄せる市民の信頼を支える。ところが、いまや政府も個人も、科学的知識の不確かさをあからさまな前提としつつ、さまざまな決断を迫られる状況に追い込まれている(cf. Steele 2004: p. 48)。

2. 法とリスク

法および法学にとって「リスク社会」の登場は何を意味するであろうか。政府の活動をコントロールする法(「公法」といわれる)に関連する「危険」と「リスク」との異同を例にとって話を進めてみよう(山本 2005; 小山 2006)。公法学が伝統的に対処しようとしてきたのは、危険である。危険は、人々にとって望ましくない害悪をもたらす可能性がある。それぞれの害悪がどれほど望ましくないかについては、通常人の合理的判断能力に基づく共通の了解がある。害悪発生の可能性が、入手しうる知識に基づいて確実なものとして予測しうる程度に達するならば、法的な対応の必要性、つまり政府の活動の必要性が生ずる。逆に予測可能でないならば、たとえば害悪が現実が発生したとしても、不可抗力による「運命」としてあきらめてもらうことになる。

危険をもたらすのが外界としての自然、たとえば、大雨によって川の堤防が決壊するかも知れないという場合、それが予測可能な程度の大雨であれば、堤防の管理責任者たる国や公共団体には、それに対処する責任が生ずる。法によって要求される十分な対応がなされなかったために堤防が決壊し、住民に損害が生じたときは、管理責任者はその損害を賠償しなければならない。

² サブプライム問題が浮上した時点でのアメリカ金融規制当局の想定は、金融機関のリスクはクレジット・デリバティブ等を通じて最適のリスク・テイカーに分散されているため、1990年代の日本のような金融システム全体に及ぶ危機は発生しないというものであった(Tett 2009: p. 152)。この点については、後掲注 5)参照。

他方、危険をもたらすのが人間の活動であり、しかもその活動が、演説などの表現活動、商品の販売などの経済活動のように、一般に自由に認められている活動（言い換えれば、憲法によって保護された活動）である場合は、政府は、危険を抑制するという目的に適合的であつ必要最小限であり、しかも活動の制約によるコストと危険抑制という便益の均衡がとれた規制を行う必要がある（「警察比例の原則」といわれることがある）。必要以上の規制や、コストと便益の釣り合いのとれない規制は、人々の自由を違法に制限することものとして禁止される（刑事罰の対象となる殺人や強盗は、そもそも一般的に自由な活動としては認められていないので、話は別である）。

こうした伝統的な公法学の対処法は、いくつかの暗黙の前提の上に成り立っている。まず、「自然」と「人為」とは異なる。自然がもたらす危険は、人間にとっては外界からの危険、外側からの危険である。それは人間自身の行動がもたらす危険とは画然と区別される。また、自然がどのような危険をもたらすか、人間の行動がどのような危険をどの程度の蓋然性でもたらすかについては、それを判断するための確実な知識がある（不確実であれば、政府の責任は生じない）。さらに、自然からのものにせよ、人間の行動に起因するものにせよ、危険がもたらす害悪に対する評価についても、合理的な判断能力を有する通常人の間でとくに意見の隔たりはないことが想定されている。

ところが、リスク社会の登場は、伝統的に想定されてきたこうした「危険」とは異なる「リスク」を人々にもたらしめているといわれる。第一に、リスクは危険と異なり、害悪をもたらす蓋然性を予測できない。遺伝子工学による特定の操作が、自然界にどのような影響をもたらすのか、あるファイル交換ソフトがどれほどの情報流出のリスクを抱え、どの程度の経済的損失をもたらすのか、専門家の間でも意見が大きく分かれている³。とはいえ、結果の（可能な）重大性を考慮すれば、どれほどの影響があるかについて信頼しうる確実な知識がないという理由で政府が行動しないことができるとはいいいにくい。牛にどのような飼料を食べさせるか、科学者がどのような研究活動をするかは、個々人の自由に任されてきた事柄である。しかし、伝統的な警察比例の原則では、こうした局面での政府の適切な活動のあり方を示すことが困難となる。環境保護や治安維持等の局面において、「予防原則」あるいは「事前配慮義務」があるべき原則として提唱されることがあるのも（愛敬 2009）、伝統的な法原則では、新たなリスクの出現に対応しえないとの認識を示している⁴。

³ もっとも、法律学上も、従来の「危険」に相当する概念として「リスク」が用いられることがある。いわゆる小田急訴訟大法廷判決（最大判平成 17・12・7 民集 59 卷 10 号 2645 頁）に付された補足意見で藤田宙靖裁判官は、行政の義務としての「リスクからの保護義務」に言及しているが、ここで言われている「リスク」は明らかに伝統的な「危険」に相当する。

⁴ 蓋然性を予測しえない不確実性の状況で妥当するといわれるマクシミン原理からすれば、最悪事態を想定する慎重さを求めるこうした態度に合理性がないとはいえないが、サンステインが指摘するように（Sunstein 2005）、蓋然性を予測しうるにもかかわらず、必要以上のコストを

第二に、現代社会では、人間の環境は、もはや人間の活動とは無関係に「そこにある out there」外界ではない。現代は、人間の活動と無関係な「自然」がほとんど消滅した「ポスト自然」社会である。大規模地震はともかく、われわれは、もはや台風や飢饉や旱魃に代表される自然がもたらす災厄をさほど恐れてはいない。恐れているのは、むしろわれわれが自然に対して何をしてしまったかである（われわれは牛に何を食べさせてしまったのか）。われわれが直面するリスクは、もはや外界から与えられる自然そのままのリスクではなく、何らかの人間の手の加わったリスクとなっている。生活の安全のため、より高度の配慮を政府に要求しがちなのは、問題とされるリスクが、人の手の加わった「人工のリスク manufactured risk」であることにもよる（Giddens 1999）。手つかずの自然が希少となった今、人工のリスクから逃れる術はない。もちろん、最先端の金融市場においてディーラーが（あるいは最終的な資金の貸し手が）曝されるリスク、遺伝子工学によって生み出される新たな生物がもたらすリスクのように、典型的な意味での人工のリスクは日々次々に生産されている⁵。人間の知の発展は、リスクの管理と縮減ではなく、人の予測とコントロールの及ばない新たなリスクを不断に増大させている。

逆にいうと、ほとんどあらゆるリスクが人工のものとなった今、いかなる害悪についても、われわれは、それが「誰のせい」かを問題にすることが可能である。しかし、誰にどのような責任があるかを明らかにすることは、次節で述べる通り、ますます困難となっている。

3. 法律学の課題

リスク社会の出現は、法および法学にとって新たな挑戦を意味する。伝統的な法観念は、行為主体としての人間、人間を取り巻く自然環境、自然を支配するための科学・技術など、画然と分節化された分かりやすい世界像を前提としていた。しかし、自然を支配する道具であったはずの科学・技術は、究極の「他者」であったはずの自然を人為のものとし、しかもその帰結について、蓋然性のレベルにおいてさ

かけて結果を回避しようとする過剰なリスク回避傾向が生ずる危険にも留意する必要がある。たとえば、「テロへの戦い」に備えるとの正当化根拠に基づいて政府が国民の自由を必要以上に制約し、かえって国際的なテロリズム・ネットワークの狙う自由で民主的な政治体制自体の変質を招く危険である(cf. Bobbitt 2008)。

⁵ クレジット・デリバティブおよび、それを証券化した CDOs(Collateralised Debt Obligations) は、そもそも金融機関にとっての貸倒れのリスクを分散し、コントロールするために開発された商品であるが(Tett 2009: pp. 21-22)、多くの金融機関は不動産関連のリスクを自社内部や関連企業に蓄積し、しかも、短期の利益と連動する報酬体系を誘因とするレバレッジは、リスクをさらに増幅した。新種の金融商品の販売は、金融機関同士のリスクの相関を強め、金融システム全体のリスクを増幅する危険性や、無責任な融資を行った機関のリスクを商品に関する知識の乏しい第三者に移転する危険をも秘めており、2008 年の世界経済危機はそれを如実に示した(Acharya et al. 2009: pp. 20-24)。アメリカ合衆国では、1930 年代以降、全土にわたる地価下落が発生したことがなく、住宅ローンに関するリスクを客観的に評価するデータが欠如していたといわれる(Tett 2009: pp. 67-68)。計算可能な「リスク」と見えたものが、実は予測不能な不確実性の世界であったことになる。

え確実な知識を提供しない。その帰結が人々にとってどれほどの害悪（あるいは便益）といえるかの価値判断について、科学・技術が与えてくれるものは、さらにはあやふやにみえる。

こうした状況下で、行為主体たる人間は何を根拠として、いかなる責任を問われるべきなのだろうか。自らのコントロールしえない条件に関しては、責任を問われないというのも一つの考え方である。しかし、かつての古典的な世界でさえ、人は自らの行為の条件をすべてコントロールできたわけではない(Nagel 1979)。拳銃を発射した結果、被害者が死亡するか否かは、いくつもの偶然の事情に依存している。リスクのある行為をしながら、たまたま害悪が現実化しなかった者と、同じ行為をして害悪が現実化した者とを区別する理由はあるだろうか。結果が現実化するか否かは、本人にとって運任せの面があるにしても、やはり法的評価、道徳的評価の点から見て違いがあるとすれば、リスク社会の出現は、コントロールの可能性を度外視した結果に対する厳格な責任を各人に問うことにつながる可能性がある(Steele 2004: pp. 85-120)。そのとき、人は自らの行為の帰結を理性的に判断する自律的行為主体として扱われているといえるだろうか。

不法行為法制やその特別法としての製造物責任法制は、保険概念をも参照しつつ、リスクへの対処のあり方を考案しつつある(Coleman 1992: pp. 407-29)。しかし、一回限りでしかも壊滅的な大損害を与える事故や災害に関しては、保険による危険の分散も容易ではない。核兵器による大規模テロをカバーする保険商品を販売しようとする保険会社は簡単には現れないであろう(Posner 2004: p. 172)。

また、新たに出現したリスクの影響が国境を超え、ときには地球規模で広がること、そのため、リスクへの対処が、ときには地球規模にわたる協力・調整を必要とすることから、平等な主権国家の集まりという古典的な国際社会観も修正を余儀なくされている。破綻国家の存在は、そこでの住民の福祉のみならず、周辺諸国への人口の流出源や国際テロ組織の活動の温床となることによって、国際社会の平和と安全にも深刻な影響を与える。環境問題や経済問題に対処するために国際的な調整や規律が必要となる事例も枚挙にいとまがない(高村 2004、同 2005、児矢野 2007、同 2009)⁶。経済のグローバル化がもたらす国境を超えた生産・調達のアウトソーシングは、製品の安全性について誰もコントロールすることのできない状況を現出す。

⁶ この文脈において、その国際的な規律と調整のありようが典型的に問題とされているのは、環境や健康に対する国境を越える悪影響のリスクである。国家の自由を原則とし、それゆえ自由の制約を求める側に科学的証拠に基づく証明責任を負担させる伝統的な国際的規律は、重大な結果をもたらすリスクにさえ法的対応の方策を提供しない。1980年代後半以降国際的に広がる「予防原則」の主張は、重大な結果を伴うリスクからの環境や健康の保護を目指して、かかる伝統的な国際的規律に変容を迫るものであった。他方で、十分な科学的証拠がなくともリスク回避の行動に正統性を与える予防原則は、リスク回避を主張する国家の国際的規律に反する恣意的行動をも許容する(Ellis 2004)。それゆえ、予防原則の適用は環境リスクのような科学的に不確実性を伴うリスクに限定すべきであり、武力攻撃の脅威といったリスクへの法的対応とは明確に区別されるべきとの主張も強い(Feintuck 2005)。

る。主権および国境の意味は今や融解しつつある。

主権および国境の意味の相対化は、かつては国内「行政 Polizei」の主目的であった安全が、「政治的なるもの das Politische」(Schmitt 1963)を体現していた国家の主要な目標とされるにいたったことと無関係ではない⁷。それは、福祉国家像の動揺とも重なり合う。福祉国家は、19世紀末から20世紀はじめにかけてのヨーロッパで、一般大衆を戦場に、そして政治の舞台に動員する政治体制が登場したことに応じて生まれた(Bobbitt 2002)。いざとなれば大衆を戦地に動員しようとする国家は、その反面で、国民の生をゆりかごから墓場まで配慮し、全国民の福祉を格差なく向上させることを政治目標とせざるをえない。そこでは、国民の間での所得や富の格差が課題であり、その再配分・分散のあり方が問われる。「敵」と「味方」を截然と区別する「政治的なるもの」を体現して他国と相剋する国家の戦略のあり方が、福祉国家の登場を必然とした⁸。

冷戦下の西側諸国は、経済面では市場メカニズムを支柱とし、政治面では議会制民主主義を原則とすることで、全国民の福祉の平等な向上という政治目標を効果的に実現することを標榜した。冷戦は、共産主義を掲げる東側との体制間の競争であり、それは核兵器による大量報復の脅威の下で、子供から老人まで文字通り全国民を常時動員する長期にわたる戦争であった。その冷戦が終結したいま、福祉国家であることはもはや先進諸国の必然的な国家目標ではない。異質な体制と福祉の平等な向上をかけて競争する圧力から解き放たれた各国政府は、今やさまざまな公的サービスの局面で撤退を開始し、個人の選択の自由を保障する反面で、その結果を本人に負担させようとしている。

国家の撤退を新たな選択の機会の広がりとするか、あるいは選択に直面する能力も資源もないまま、結果に対する責任を一方的に弱い立場の個人が負担させられる不透明な社会の出現とみるかは、立場が分かれるであろう。そこでの課題は、リスク配分の格差であり、その再配分と分散、そしてそれを通じたリスク管理のあり方である。常時、リスクを意識して生きざるをえない現代人にとって、リスクへの恐怖からの解放は、真の自由の前提条件である。この問題と解決の方向性については、第Ⅱ章で詳しく論ずる。

リスク社会の出現は、市場メカニズムと議会制民主主義の背後にあつてこれらを支える理念である立憲主義にとっても深刻な挑戦として受け止められるべきである。個々人の私的空間では、その価値観と良心に従って自らの善き生を構想し、そ

⁷ シュミットによれば(Schmitt 1963: p. 10)、近代国家は社会内部の敵対関係を国家間の関係へと括り出すことによって各領域内での平和を実現した。つまり国内には「行政」しかなく、「政治」はありえなかった。ところが、いまや国家は国境を超える危険への対処を国民から要求され、「行政」と「政治」との境界は揺らいでいる。それは、「行政」に根底的な敵・味方の対立関係が持ち込まれる危険性をも含意している。

⁸ 戦前および戦中の日本における各種社会保険制度の拡充が、何よりも健康な兵士の供給を目的としていたことは、Ferguson 2008: pp. 205-11 に詳しい。厚生省が内務省から分離したのは1938年である。

れを自由に生きる一方、公的空間では社会全体の利益に関する冷静で理性的な審議と決定に参加するという立憲主義の想定する個人像は(長谷部 2004 第Ⅱ部)、あらゆる事象が人の意思決定に由来する反面、すべてが相互に関連し、不確定で不確実となるリスク社会状況においても生きのびることができるであろうか。社会のすべてのメンバーが巻き込まれるリスクから隔離された私的空間がなおありうるのか、冷静で理性的な審議・決定を支え、それを保障する人間の知はなお可能なのか。もちろん、立憲主義の想定する個として自律し、かつ、社会と共和する個人像は、自身の効用の最大化を求めるホモ・エコノミスクがそうであるように、一つのフィクションであり、理念型である。しかし、あまりにも現実から乖離した個人像は理念型としても機能しえない。立憲主義に問われているのは、この乖離の幅である。

さらにいえば、リスク社会論が改めて問いただしているのは、偶然、必然、確率、因果、リスクといった外的事象の連なりと記述には還元されえない、自由な意思を有する自律した行為主体という、人間の行為を理解し法的評価を下すために指定されてきた超越論的前提そのものの存立可能性だということができる(本人にとっては、「前提」どころか紛うことなき「真実」だが)。この前提なしには、法も法学も、さらには人間行動一般に対するわれわれの日常的な考え方や感じ方も、おそらく生き残ることはできない。リスク社会論の衝撃を過小に評価すべきではない。

第Ⅱ章 規制緩和とリスク社会——撤退は国家の宿命か

1. グローバルな経済危機の発生

日本社会も明らかに、2008年に発生した地球規模の経済危機の影響を被っている⁹。2009年5月20日に公表された内閣府の速報によると、2009年第1四半期に日本のGDPは年率で15.2パーセント落ち込んだ。2009年を通じて、主要先進国の中で最もGDPの落ち込みが大きいものと予想されている。しかし、それへの政府および中央銀行の対応は、少なくとも、憲法レベルの問題を引き起こしてはいない。政府は定額給付金支給を含めてケインジアン的に財政出動し、日本銀行は以前からきわめて低水準にあった政策金利を引続き維持するとともに、コマーシャル・ペーパーの買いオペレーション等を通じて、通貨の量的緩和を図っている。これらは例外的な手段ではあるが、憲法問題を引き起こすような非常手段ではなく、いずれも政府あるいは日銀の裁量の範囲内の行動である。近い将来に、彼らが非常手段に訴えるという見通しもない。例外的手段が有効でないとすれば、それは、人々が長期にわたって経済を安定させるものとは政府を信じていないからである。政府を信頼していないと、景気刺激策にもかかわらず、家庭は増収分を貯蓄に回してしまうし、銀行は貸し出し額を増やそうとしない。今日の財政出動は明日の増税につながるだけとなる事態をおそれるからである。信頼のない政府が非常手段を講じても、有効には機能しないであろう。

⁹ 危機の現状と各国政府の対処については、飯田 2009 参照。

そこで、本章では、政府の経済規制にかかわるより基本的な論点について分析を試みることにしたい。規制、市場、グローバリゼーション等について、法律学は、とくに憲法学はいかに考えるべきかという論点である。日本でも、近年、規制緩和へ向けた議論や政府の行動が盛んである。しかし、そこでいう規制緩和とは何か、なぜそれが必要かについて、冷静な分析がなされることは稀である。

経済活動のグローバル化は、地球規模での資源配分の効率化を導くと信じられているが、それは必ずしも各国間および各国内での所得や富の分配の公正化を導くわけではない。日本では、グローバル化に対応した政府の広汎にわたる規制緩和措置が、国民の所得や富の極端な格差を導いたとの見方が強い(橋本 2006; 森 2009)¹⁰。こうした政府の政策の当否を分析するためにも、基本的な論点に立ち戻って議論する必要がある。

2. 「規制」と「自由」の多義性

とはいえ、こうした検討には数々の困難が待ち構えている。その一つが「規制」概念の拡散である。規制は、法律学上、厳密に定義された用語ではない。規制概念の多義性、規制手法の多様性は周知のところであるが、伝統的には法令による一般的なものにせよ、処分による個別のものにせよ、公権力による有益な私的活動への干渉を中核とするものと受け止められてきた(Ogus 2004: p. 1)。しかし、現在ではこうした公権力による命令・統制型の典型的な規制のほか、業界団体または個別企業による自主規制、市場メカニズムの機能(Lessig 1999: p. 507)、さらには現実・仮想の空間の構造設計(architecture)さえ規制の一種として論じられるにいたり(Lessig 1999: pp. 507-08)、むしろ、何が規制でないかが不分明な状況さえ生まれている。市場の設営は、価格というシグナルを通じて、消費者に対して効用を最大化するよう、また、企業に対しては利潤を最大化するよう、その行動を方向付け、誘導する。市場の存在しない状態とは異なる動機付けを人々に与えるものと想定されている。構造設計の例であるフィルタリング・ソフトの導入は、青少年がインターネット上で有害情報に出会う確率を低下させるし、道路にスピード・バンプを設定すれば自動車の速度を抑制することができる。何が規制でないかが不分明な状況は同時に、何が「規制緩和」であるかが不分明な状況でもある。

これは、規制の反対概念として想定される「自由」概念の多義性と対応する事態でもある。規制に関して論ずる人々(とくに規制緩和を提唱する人々)は、暗黙のうちに、ベンサムをはじめとする古典的功利主義者の自由観を前提としているように思われる。つまり、自由とは法の強制力の不在を意味する(Bentham 1970: p. 253)。公権力による行動や選択の制約は、こうした意味での自由の抑圧である。古典的功

¹⁰ 戦後の日本社会では、業界ごとに切り分けられた参入規制が雇用の保障につながり、解雇制限法制とともに、手薄な社会保障を機能的に補完してきたと言われる。しかし、90年代末以降、こうした参入規制は規制改革の名の下に緩和が進められ、とりわけ派遣労働者を典型とする非正規労働者の労働条件の切り下げにつながっている。

利主義はかくして最小国家を目指すこととなる。

しかし、これは自由に関する唯一の正当な観念ではない。自由とは自己統治を意味し、他者への従属の不在を意味するという17世紀イングランドの革命家の論理からしても、また、自由とは十全な自己実現を意味するというヘーゲル学派の論理からしても、公権力による規制は、自由の縮減ではなく、むしろ人民による自由のあらわれ、あるいは、真の自由を阻害する要因の除去として理解される。いずれも、強力な伝統を有する整合的な観念であり、ベンサム流の自由観のみが正当だと考えるべき理由はない(Skinner 2003)。

もっとも、自由の実現は、規制緩和の根拠のうちのひとつにとどまる。より有力に主張されているのは、次節で述べるように、規制の緩和が公益の実現につながるといふ議論のように見える。

3. 規制緩和の根拠と政治過程観

規制概念の拡散は、規制(緩和)根拠論の拡散という第二の困難と関連している。伝統的には、市場メカニズムの自律性を前提としつつ、自然独占、公共財、外部効果、情報の非対称性など「市場の失敗」といわれる事象に対処するための市場メカニズムへの補完物として、あるいは、分配上の正義や伝統的な共同体の価値など、市場メカニズムによっては適切な実現を図り得ない公共的利益の実現手段として、規制は正当化されることが一般的であった(Breyer 1982: Ch. 1)。この視点からすると、規制を緩和すべきか否かは、こうした公益的観点から、その必要性および合理性が測定されることになる。

しかし、こうした公益的観点から近年の規制緩和への動きを説明することは困難である。自然独占、公共財、外部効果、情報の非対称性などは、時代とともに大きく変化するものではない。かつては公共財であったものが、最近では公共財ではなくなることは、簡単には起こらないはずである。

アメリカ合衆国におけるサブプライムローンを対象とするデリバティブの証券化は、多様な債務をリスクの段階毎に束ねた上で証券化し、第三者にリスクを移転するものであって、証券の購入者に対する第一次的な債務者のアカウンタビリティの確保を困難にし、公益的観点からすれば、従来以上の規制を要請するはずであるが、アメリカでは市場の自己修正機能への過度の信頼から(あるいは新規金融商品に対する規制当局の知識の欠如から)、適切な規制は行われなかった(Ferguson 2008: p. 269; Sen 2009)¹¹。また、経済的に恵まれない人々に対する医療サービス

¹¹ 提案されている規制としては、クレジット・デリバティブや CDO 等の金融商品について証券取引所と同様の交換・決済システムを設営すること、レーティング機関の利益相反規律の強化、金融機関従業員の報酬を短期ではなく、中長期の利潤と連動させること、金融機関が関連会社を通じて行うレバレッジ取引規律の強化等がある。Cf. Acharya et al. 2009: pp. 33-34. 日本の金融庁は、金融機関の貸倒れリスクを商品化したクレジット・デフォルト・スワップについて、同庁の認定する清算機関を通じた取引を義務づけ、取引の透明性を高める方向で検討にはいったと報道されている(日本経済新聞 2009 年 8 月 28 日朝刊)。また、金融庁は、2010

や最低限の所得保障が、市場メカニズムを通じて自動的に実現されるわけではないことも、古今を通じて変わらない事実である。

むしろ、現在では、公共選択論を中心として、規制を生み出す政治過程を多様な私益追求のための競争の過程として把握し、それがもたらす資源配分の非効率性を排除するものとして規制緩和を根拠づける流れが有力である(Ogus, 2004: pp. 55-75)。この見方下では、政治過程は、多くの場合、公益実現の場ではなく、多様な団体がときには協調し、ときには競争しながら、それぞれの私益の追求を目指す過程として把握される。このため、公益を正当化根拠とする規制も、多くの場合は、特定の集団の私益を実現するための市場参入規制として機能するものとみなされる。こうした規制を排除、緩和することで、大多数の市民の利益が実現するというわけである。

もっとも、この近年の根拠論については、その限界についても留意する必要がある。第一に、政治過程の結果として生み出される政治的決定が常に特殊利益の競争と妥協の結果にすぎないという議論は、規制緩和を正当化しようとする議論にとっては自己破壊的である。もし、政治過程の結果が常に特殊利益の競争と妥協の結果にすぎないのであれば、そうした結果として生み出される規制を排除し、あるいは緩和しようとする政治的決定も、それ自体、特殊利益の競争と妥協の結果にすぎないはずであり、したがって、規制を緩和すべきだという結論を正当化することはできなくなる。規制緩和論者としては、緩和を正当化しようとする限りは、結局のところは、公益に貢献する規制とそうでない規制とは客観的に区別することができ、後者のみを緩和すべきだという伝統的な立場に回帰せざるを得ない。

第二に、政治過程を特殊利益追求のために多様な集団がそれぞれ政治的エリートに働きかける競争の過程とする見方は、市場を高度に自律的な自生的秩序とする見方と親和的である。無駄で非効率な規制を取り払えば、自律的に効率的資源配分を実現する市場メカニズムが立ち現れるというわけである。

しかしながら、市場メカニズムも freestanding ではなく、それを支える法秩序、つまり法規制なしでは成り立ち得ない以上、国家による強制力の行使をすべて排除した市場メカニズムなるものは現実にはありえない混乱した概念である。また、市場機構が機能するための最小限の構成的ルール群と、それを越える余剰の「規制」とを区分する論理必然の境界線が存在するわけでもない(Sunstein 1993: Ch. 2)。独占禁止法制が公正な市場を構成する基本ルールか、あるいは自由な企業の活動に対する規制かについては、見解は常に対立してきた(樋口 2007:133-44 頁)。規制緩和論者としてせいぜいいうるのは、必要以上に結果(end-state)を特定するような強制力の行使はなるべく控え、状況に適応して自己の目的を達成しようとする私人の選択の自由を尊重する法秩序の方が望ましいといった程度であろう。さらに、市

年3月期から、上場企業などに役員報酬の公表を義務づける方針を固めたとも報道されている(日本経済新聞 2009年9月11日朝刊)。

場が本来的に誤った参加者の行動を自動的に修正し均衡に向かおうとする自律的かつ安定的なシステムといえるか否かについては、懐疑的な見方もある。誤った予測や情報に基づく市場参加者の行動は、価格形成を通じて経済活動の実態に影響を与え、誤った方向への価格の動きを加速することで予測を超えた不確定性を生み出すことがあるとの指摘である(Soros 2008: esp. Chs. 3&4)。アメリカ合衆国を震源地とし、世界的な広がりを見せた経済危機は、懐疑的な見方を補強しているかに見える。

4. 冷戦の終結と国家の撤退

規制緩和の根拠について、伝統的な公益に基づくアプローチをとるにせよ、公共選択論に基づく新たなアプローチをとるにせよ、これらによって、各国の近年の規制緩和への急激な動きを十分に理由づけることは困難である。伝統的な公益的観点から説明することが困難であること、そして、新たなアプローチからの正当化も、つまるところは公益的観点に立脚せざるをえないことは、前節で説明した通りである。規制の正当性に内在する論理では説明できないのであれば、外在的要因によって説明せざるをえない。

第I章3. で触れたように、近年、世界的な広がりを見せている「国家の撤退」は、冷戦の終結と関係しているといわれることがある。フィリップ・バビットは、大規模で長期にわたる戦争が、憲法の根本原理に関する対立に起因することを指摘する。第二次世界大戦をもたらしたのは、全国民の福祉を格差なく向上させ、国民の文化的一体感を実現するという国民国家の目標をいかなる憲法原理がよりよく実現するかに関するファシズム、共産主義、そして議会制民主主義の対立であった。この三者の対立構造については、夙にカール・シュミットがこれを指摘している(Schmitt 1926: pp. 13-23)。

第二次世界大戦ではファシズム陣営がまず排除された。その後の世界では、残る二つの陣営が、体制の正統性をかけ、相互の大規模な殺戮と破壊の脅威の下、自陣営こそが国民の福祉の効果的向上に成功していると主張し続けた。冷戦の結果、排除されたのは共産主義である。ところが、冷戦が終結し、体制自体の正統性をかけて全国民を常時、核兵器の脅威の下に動員する必要のなくなった各国は、現在、全国民の福祉を格差なく向上させる責務から解放され、むしろ、地球規模で活動する企業を誘致し投資を呼び込むため、規制を緩和し、税負担を軽減する一方、生活上のリスクを個人の自己責任へと転嫁する底なしの競争に巻き込まれているかに見える(Bobbitt 2002: Ch. 1)¹²。

しかも、大企業の広告費に経営を支えられているマスメディアは、規制緩和の負の側面を報道しようとはしないため、政治的な歯止めも効きにくい。各国は囚人の

¹² 個人の選択の自由を強調するこうした新たな国家は、選択の自由を支える限りにおいて人々の物理的・生理的安全（テロ・災害・疾病等からの安全）をも保障しようとするが、こうした傾向が個人の行動の自由を過剰に縮減する危険を孕むことについては、前掲注4参照。

ディレンマ状況に置かれており、どこにあるか分からない均衡状態に至るまで、この競争を続けていかざるを得ない。規制緩和に合理的な根拠があるか否かにかかわらず、規制緩和とそれに伴う個人のリスク負担は宿命だというわけである。

しかし、現在諸国家が規制緩和への底無しの競争を行うことは必然だろうか。必然とする見方は、多数者によって構成される市場では、需要側にしろ、供給側にしろ、自分たちの共通の利益のために協調行動をとることは不可能であるという、経済学の入門書にしばしば見られる暗黙の前提と思考の枠組みを共通にする見方である。しかし、この前提は常に正しいのであろうか。この前提が必ずしも成り立たず、プレイヤーが共通の利益のために協調することが可能なのだとすると、諸国家が規制緩和へ向かって底無しの競争を行うことは必然とはいえない。そもそも、国内の市場について規制緩和が必要だと言われていたのは、第3節で見た通り、政治過程という市場ではプレイヤー相互の協調が多くの場合実現可能だという前提があったからである。なぜ、グローバルな市場においては、共同の利益に基づく協調行動は実現不能なのであろうか。

5. 協調行動の困難

多数人からなる集団が共通の利益に基づいて協調行動をとることは困難であるという主張は Mancur Olson によって 20 世紀半ばになされ(Olson 1965)、現在では多くの社会学者によって受け入れられている。

大規模な集団のメンバーに共通する利益の典型例は、社会全体に利益が広く、薄く及ぶ公共財(public goods)である。たとえば、冷房の温度を普段より 1 度高く設定することで、地球温暖化の抑制効果が生ずるとしよう。しかし、私個人が 1 度設定温度を上げたからといって、それによって生ずる差異は微々たるものであり、全体の効果からすれば、無視するに足るものであろう。であれば、私がわざわざ 1 度上げて蒸し暑い思いをすることは私にとって合理的とはいえない。十分に多くの人々が設定温度を 1 度上げれば、それで所期の目的は達成できるからである。他方、多くの人々が同じように考えて 1 度高く設定することをやめれば、結局、温暖化の抑制は達成できない。だとすれば、私が 1 度設定温度を上げることには、ますます合理的な理由はない。いずれにしても、私が設定温度を 1 度上げることは合理的とはいえない。小規模な集団における共通利益を実現するための事業と異なり、多数の人々が関与する事業について、1 人 1 人が自分のなしうる貢献を考えることには、ほとんど意味がない。自分の貢献がもたらす影響を実感することができず、また実際に影響するところもないからである。

政治哲学者のリチャード・タックが指摘するように、このオルソンの議論は、市場における完全競争に関する考察を一般化したものである(Tuck 2008: pp. 196-204)。完全競争市場では、供給者は多数にのぼり、各社の価格・供給量の決定は、市場全体の価格・供給量に影響を与えない。各社は市場価格を与えられたものとして、それでも当該商品を供給するか、供給しないで他の市場に転出するかを決

定するものと考えられている。

完全競争市場の場合も、オルソンの描く集合財の提供の場面も、想定されているのは、第一に多数の当事者が参加すること、そして第二に、多数であるがゆえに、各当事者の選択が全体の結果にもたらす影響は無視しうることである。そのため、各当事者が全体の結果に何らかの影響をもたらそうとして行動することは合理的とはいえない。

完全競争市場のアナロジーとして理解されるのが、選挙での投票である。選挙で私が誰に投票しようと、彼（女）が当選するか否かの結果がそれによって左右されるわけではない。アンソニー・ダウンスがいうように、選挙での一人の投票は、「大海の一滴」にすぎないからである(Downs 1957: p. 244)。結果に影響を及ぼさない以上、私が選挙で投票することは合理的とはいえない。私が自宅でもっと楽しいことをすれば、私の効用は高まり、社会一般の効用はそれによって影響は受けない。この結果はパレート改善である。

6. 協調行動の可能性

しかしながら、こうしたオルソン流の議論には、結果に対する個々の行動の影響が無視しうるというそもそもの出発点について疑問を呈することができる。たとえば選挙への参加は、結果に対して無視しうる程度の影響しか及ぼしえないため、合理的とはいえないのだろうか。リチャード・タックは、必ずしもそうではないという。

タックによると、選挙での投票は、有権者にとって所期の目的の達成手段として合理的である場合が少なからずある。極端に話を単純化して、ある小選挙区で、得票数が第2位の候補者は、従来10万票を獲得してきたから、今度の選挙でもおそらくそうだとしよう。ある候補者が当選するためには、その候補者が10万票以上の票を獲得すればよいわけである。問題は、私以外に、10万人を上回る程度の人がある候補者に投票するかである。そうした条件は成立するかも知れない（知名度があるとか、特定の団体の支持を得ている等の理由で）。であれば、私の投票は、私の望む候補者の当選に役立つ。私の投票は合理的である。私も参加することで、多数人の一致した行動を通じて共通する目的にいかんして到達するかという調整問題(co-ordination problem)は、首尾よく解決されるからである(Tuck 2008: p. 105)。

私としては、同じ候補者の当選を願って投票に赴く人が、十分な数（つまりその数を超える得票があれば当選する分岐点を超える数）、存在すると信じているのであれば、私がある候補者のために投票に赴くのは、所期の目的の実現に役立つという意味で、主観的には合理的である。そして、実際にその候補者が当選すれば、客観的にも合理的であったことになる。

しかし、分岐点を超えるために必要な数の行為については、それが所期の結果をもたらすために必要である（結果に影響を及ぼしている）といえるとしても、分岐点を超える余剰の投票については、やはり結果に影響を及ぼしているとはいえない

のではないかという疑問が生じうる。前述の例でいうと、私以外に 10 万人を上回る人がその候補者に投票するのであれば、やはり私が投票する合理的理由はないのではないか。いずれにしても、その候補者は当選するはずである。

しかし、同じような理由で投票をサボろうという人が、私以外にも支持者の中に出るかも知れない。タックは、ここで起こっているのは、チキン・ゲーム(chicken game)だという(Tuck 2008: p. 46)。同じ候補者の支持者のうち、十分な数の人がサボらずに投票すれば、私の望む候補者は当選する。私は自宅で安楽に過ごしていれば済む。しかし、多くの支持者が投票しなければ落選してしまうおそれがある。ならば私としては、安全策をとって、やはり投票するのが合理的である。

選挙が、明確な分岐点を備えた特殊な状況であることはたしかである。温室効果を抑制するために冷房の温度設定を一度あげる人がどれだけ必要か、明確な分岐点を指し示すことは容易ではない。しかし、どこかにその分岐点はあるはずである。我々には、ただ、その分岐点の所在が明確には知り得ないというだけである(Tuck 2008: Ch. 3)。そこでも、十分なだけの多くの人々が同じように協力するのであれば、私が設定温度を一度上げることは合理的であり、目的を達成する上で役に立つ。

第Ⅲ章 むすび

タックの議論は、関係するメンバーが個人の場合に限らず、団体や政府である場合にもあてはまる。彼の議論は、国民国家からグローバルな社会にいたるまでの大規模な社会においてメンバーに共通する利益を実現するために努力することは合理的でありうることを示している。同じ議論は、グローバルな市場で底無しの規制緩和競争に追い込まれているかに見える諸国家についてもあてはまる。諸国家が底無しの競争を遂行することは論理必然ではない。彼らは共通の利益のために協調行動をとることができる。十分な数の国家が協調すれば、各国が金融市場および労働市場を規制し、市民の安全網を整備するために努力することが可能となる¹³。彼らの共通の利益は実現され、そのための個々の国家の努力は合理的である。そもそも、選挙での有権者に数に比べれば、諸国家の数はきわめて少数である。規制緩和へ向けた底なしの競争は、我々の宿命ではない。

2009 年 4 月および 9 月の G20 会合の成果を見る限り、諸国家もこのことに気付いたかに見える。しかし、彼らがオルソン流の国際市場観から免れていない限り、そして、市場機構の自己調節機能に対する過度の信頼から免れていない限り、底無しの規制緩和競争は、また何時始まらないとも限らない。

¹³ そこで問題となる「規制」が国家法による規制のみならず、多様な形態をとり得ることは、第Ⅱ章 2. で示した通りである。

[参考文献]

- Acharya, Viral et al 2009, 'Prologue: A Bird's-Eye View', in *Restoring Financial Stability: How to Repair a Failed System*, eds. Viral Acharya & Matthew Richardson (Wiley & Sons).
- Beck, Ulrich 1986, *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne* (Suhrkamp); 邦訳 1998『危険社会——新しい近代への道』東廉・伊藤美登里訳 (法政大学出版局) .
- Bentham, Jeremy 1970, *Of Laws in General*, ed. H.L.A. Hart (Athlone Press).
- Bobbitt, Philip 2002, *The Shield of Achilles: War, Peace, and the Course of History* (Anchor Books).
- Bobbitt, Philip 2008, *Terror and Consent: The Wars for the Twenty-first Century* (Knopf).
- Breyer, Stephen 1982, *Regulation and Its Reform* (Harvard University Press).
- Coleman, Jules 1992, *Risks and Wrongs* (Cambridge University Press).
- Downs, Anthony 1957, *An Economic Theory of Democracy* (Harper & Row).
- Ellis, Jaye 2004, 'The Implications of the Precautionary Principle on Procedure in International Law', in Canadian Council on International Law, *The Measure of International Law: Effectiveness, Fairness and Validity*.
- Feintuck, Mike 2005, 'Precautionary Maybe, but What's the Principle?: The Precautionary Principle, the Regulation of Risk and the Public Domain', 32 *Journal of Law and Society*, No. 3.
- Ferguson, Niall 2008, *The Ascent of Money: A Financial History of the World* (Penguin).
- Giddens, Anthony 1999, 'Risk and Responsibility', 62 *Modern Law Review*, 1-10.
- Knight, Frank H. 2006, *Risk, Uncertainty and Profit* (Dover); republication of 1957 ed.
- Lessig, Lawrence 1999, 'The Law of the Horse: What Cyberlaw Might Teach', 113 *Harv. L. Rev.*, 501.
- Nagel, Thomas 1979, 'Moral Luck' in his *Mortal Questions* (Cambridge University Press); 邦訳 1989「道徳における運の問題」『コウモリであるとはどのようなことか』永井均訳 (勁草書房) 所収.
- Ogus, Anthony 2004, *Regulation: Legal Form and Economic Theory* (Hart Publishing).
- Olson, Mancur 1965, *The Logic of Collective Action* (Harvard University Press).
- Popper, Karl R. 1968, *The Logic of Scientific Discovery* (Hutchinson); 邦訳 1971『科学的発見の論理』大内義一・森博訳 (恒星社厚生閣) .
- Posner, Richard A. 2004, *Catastrophe: Risk and Response* (Oxford University Press).

- Schmitt, Carl 1963, *Der Begriff des Politischen* (Duncker & Humblot); 邦訳 1970 『政治的なものの概念』 田中浩・原田武雄訳 (未来社) .
- Schmitt, Carl 1926, *Die geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus*, 2nd ed. (Duncker & Humblot); 邦訳 1972 『現代議会主義の精神史的地位』 稲葉素之訳 (みすず書房) .
- Sen, Amartya 2009 'Capitalism Beyond the Crisis', New York Review of Books, Volume 26, Number 5.
- Skinner, Quentin 2003, 'States and the Freedom of Citizens', in *States and Citizens: History, Theory, Prospects*, eds. Quentin Skinner and Bo Strath (Cambridge University Press) .
- Soros, George 2008, *The New Paradigm for Financial Market: The Credit Crisis of 2008 and What It Means* (PublicAffairs).
- Steele, Jenny 2004, *Risk and Legal Theory* (Hart Publishing).
- Sunstein, Cass 1993, *The Partial Constitution* (Harvard University Press).
- Sunstein, Cass 2005, *Laws of Fear: Beyond the Precautionary Principle* (Cambridge University Press).
- Tett, Gillian 2009, *Fool's Gold: How the Bold Dream of a Small Tribe at J.P. Morgan Was Corrupted by Wall Street Greed and Unleashed a Catastrophe* (Free Press).
- Tuck, Richard 2008, *Free Riding* (Harvard University Press).
- 愛敬浩二 2009 「『予防原則』と憲法理論」 森英樹編『現代憲法における安全』(日本評論社)
- 飯田敬輔 2009 「国際金融リスクに対して国家は何ができるか」 ジュリスト 1378号
- 大沢秀介・小山剛編 2006『市民生活の自由と安全——各国のテロ対策法制』(成文堂)
- 児矢野マリ 2007「環境リスク問題への国際的対応」長谷部恭男編『リスク学入門 3 法律からみたリスク』(岩波書店)
- 児矢野マリ 2009 「国際環境リスク——国家は何ができるか」 ジュリスト 1378号
- 小山剛 2006「自由・テロ・安全——警察の情報活動と情報自己決定権を例に」大沢秀介・小山剛編『市民生活の自由と安全——各国のテロ対策法制』(成文堂)
- 高村ゆかり 2004「国際環境法におけるリスクと予防原則」思想 963号
- 高村ゆかり 2005「国際環境法における予防原則の動態と機能」国際法外交雑誌 104巻3号
- 橋本俊詔 2006『格差社会』(岩波新書)
- 長谷部恭男 2004『憲法と平和を問いなおす』(ちくま新書)
- 長谷部恭男責任編集 2007『リスク学入門 3 法律からみたリスク』(岩波書店)

樋口陽一 2007『国法学——人権原論』〔補訂版〕（有斐閣）

森英樹 2009「憲法学における『安全』と『安心』」森英樹編『現代憲法における安全』（日本評論社）

森英樹編 2009『現代憲法における安全——比較憲法学的研究を踏まえて』（日本評論社）

山本隆司 2005 「リスク行政の手続的構造」城山英明・山本隆司編『融ける境 超える法⑤ 環境と生命』（東京大学出版会）